

宿泊施設の区民優遇措置等の協定を締結しました

杉並区は3月26日、群馬県東吾妻町に保有していた区の民営化宿泊施設「コニファーいわびつ」の売却先である株式会社フォレストとの間で、区民の優先枠や区民宿泊費補助などを盛り込んだ協定を締結しました。

コニファーいわびつは、平成6年7月に「すぎなみ自然村」として開設され、区民が自然と親しみ、スポーツや文化活動、そして休養できる施設として区民に長年利用されてきました。

平成14年には運営効率化と区民サービス向上を目的に、直営から民営に切り替え、同時に名称をコニファーいわびつに変更し、その後、平成27年4月からは今回の売却先である株式会社フォレスト（代表取締役 石田 浩二氏 神奈川県湯河原町）が運営を担ってきました。



一方、平成23年度に行われた事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）において、「今後の施設の老朽化による大規模修繕を考えると、施設を維持していくべきか廃止を含めた抜本的見直しを図っていくべきである。」との評価を受け、経営改善等に取り組みながら運営を継続してきました。その後、令和3年度に策定した区政経営改革推進計画における施設の利用状況や老朽化等を踏まえた庁内検討を経て、令和5年度に売却の方針を決定しました。

売却にあたっては、宿泊施設としての継続に加え、区民優遇措置等の設定を条件とした一般競争入札を実施した結果、株式会社フォレストが落札し、令和7年7月25日に売買契約を締結しました。

本協定では、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、杉並区民の優先予約期間を設け、利用料金についても引き続き区の宿泊費補助により割引されます。

協定の締結にあたり、岸本区長は株式会社フォレストに対し、「この施設を手放すのは、はなはだ寂しい思いがあります。杉並区民が慣れ親しんだ宿泊施設ですので、これからも杉並区民の利用に際しては、区民へのサービスのより一層の向上に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。」と述べ、引き続き区民利用への協力をお願いしました。

【報道機関 問い合わせ先】

区民生活部管理課長：03-3312-2111 内線3751

広報課報道係：03-3312-2111 内線1502